

◆ 「意思決定支援」について具体的に考えてみよう。

そもそもなぜ「意思決定支援」が重要と言われるのか。

成年後見人等として業務を行う中での基本的な考え

「自己決定の尊重」と「本人の保護」の調和

・これが一致するとき

例)



=



家の床が抜けそうで困っている…
お金には困っていないから、直してほしい…
=自己決定

直すことで
本人が安全に暮らせる
=本人保護



何の問題もなく、本人の希望通りにしたらよい

・しかし、一致しないときは？

例えば…抜けそうとはいっても今はグループホームにおり、家に帰ることはなかったら？無駄にお金を使うのが本人保護？

例えば…直すのに50万円かかるけど、全財産が80万円しかなかったら？放置も直すことも本人保護とはいづらい？

例えば…抜けそうと本人は思っているが、実際は問題がなく、本人の認知症によるものだったら？必要性がないことを行うのが本人保護？

「直したい」本人 vs 「直さなくていい」後見人

すなわち、本人の意思決定が、必ずしも本人保護に資さないと思われる場合があ

る。そのときにどのように対応していくか，ということが大切。

説得

一見いいようにも見えるが，本人は自分の希望が通らなかった，なぜかわからないけど反対されて，自分の意見を曲げざるを得なかった，と思うのでは？

それは本人に寄り添った考え方？

本人が，正しい情報に基づいて，本人が真に希望していることであれば，本人の意思が尊重されるべき。

なお，成年被後見人といっても様々，日常会話はそこそこできて，法的な理解は困難である，というレベルから，全くの寝たきりで意思疎通ができないという場合まで。成年被後見人になったから，といっても，その人の希望や意思がなくなるわけではない。

◆具体例から考えてみよう

例1) グループホームで暮らす成年被後見人のAさん。ある日突然「犬を飼いたい」と言ってきました。成年後見人であるあなたはどのように対応しますか？なお，グループホームでは動物を飼うことは禁止しています。



- ①グループホームでは犬を飼えないことを説明し，説得する
- ②グループホームにお願いして，犬を飼えるようにしてもらう
- ③「犬を飼いたい」真意を探りだして，それに合った対応をする

⇒すぐに結論を出そうと焦らない。○・×以外の方法はないのか？

例) 被保佐人のBさん、保佐人が知らないうちに、甥っ子に対してBさん名義の畑を贈与していました。Bさんの資産は100万円程度の預金と自宅土地建物以外はありません。年金収入が15万円(2か月に1回)ありますが、生活やサービス利用でほとんど残りません。

Bさんは誘導に乗りやすく、また人がいいため、少し強く押されるとすぐに「うんうん」と言ってしまうところがあります。保佐人はどうすべきでしょうか。

不動産の贈与→保佐人の同意を得なければ本来できない

→保佐人は取り消すことができる

→取り消す…?

【考えるポイント】

①自己決定の尊重の観点

- ・Aさんはなぜ甥っ子に畑を贈与したのか?
- ・甥っ子とはどういう関係性だったのか?
- ・畑の価値は?いつから有している土地?

②本人保護の観点

- ・畑の価値は?
- ・畑があることでAさんにどのようなメリットがある?

⇒考えられる手段

- ・Aさんの話を聞く(誘導はしない)
- ・メリットやデメリットについて、Aさんに説明する
- ・この畑について、何か話を聞いたことがないか、デイサービス職員に聞いてみる

などなど

⇒正解はない。

・もし、「かつては作物でいっぱいだった畑が荒れていて寂しいと言っていた」「甥っ子は農業をしていて、Aさんの畑を耕してまた作物をたくさん作ってくれる」「甥っ子とAさんは昔から仲が良かった」という事情が明らかになったら?

・そこまでいかななくても、「あその畑ではおいしい野菜が取れてなあ」と言っていたら?甥っ子の話をしたときにAさんがうれしそうな顔をしたら?

・もし、「甥っ子はこれまで一度も顔を出したことがない」、「Aさんの畑があ

る場所は開発予定地の用で土地の値段が上がっている」という事情があったら？

考え方の一つとして、自分の家族がこのように言ってきたら自分はどう対応するだろうか、というところから考えるのもいいかもしれません。(私見)

(参考資料)

「ご本人らしい生き方にたどり着く意思決定支援のために」(厚生労働省)